

気球の安全性確保に関するガイドライン検討会

規 約

(設置の目的)

第1条 我が国の気球の安全性確保に関し、関係者が実施することが望ましい措置を明らかにすることで、業界における更なる取組を推奨するため、「気球の安全性確保に関するガイドライン検討会」を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙による。

(座長の任命等)

第3条 本検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じ、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

(本検討会の開催)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局安全部安全企画室に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則 この規約は、令和8年8月19日から施行する。